

事業名	特定鳥獣保護管理費	財務コード (事業)	693403
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	イノシシ・ツキノワグマ保護管理事業費
------	--------------------

担当部課室	森林環境 部	みどり自然 課	自然保護 担当 (内線)	6510
-------	--------	---------	--------------	------

事業の概要

実施期間	始期 H17 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(直営)(委託)		
事業の目的	誰(何)を対象に イノシシ、ツキノワグマ	その対象をどのような状態にして 適正に保護管理されている。	結果、何に結びつけるのか 農林業被害・人身被害の抑制、生態系や山地の保全
	<p>事業の概要</p> <p>農林業被害の軽減、住民の安全確保と生態系や山地の保全を図るため、狩猟の規制緩和や管理捕獲等により、イノシシ及びツキノワグマの保護管理を図る。</p> <p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会の開催 特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画年間実施計画の見直し、ツキノワグマの狩猟自粛の検討等を行う。1回開催 イノシシ保護管理計画モニタリング調査の実施 保護管理計画の実施効果の検証を行うため、イノシシ生息状況のモニタリング調査を行い、計画の運用に活用する。1回実施 生息状況は、H15~24年度にかけてほぼ横ばい。(前年度分の出猟カレンダーの集計と分析により毎年実施) ツキノワグマ生息実態調査の実施 ツキノワグマ保護管理指針の見直しに資するため、ツキノワグマの県内における生息数を推定調査する。1回実施 (推定)生息数723頭(H23、24の計2回調査の結果) 		
事業の内容主に 24年度			
根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、第11次鳥獣保護事業計画		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	23年度	24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	検討会の開催数	3回	1回	1回	2回	1回	<p>目標設定の考え方</p> <p>適正な保護管理を進めるためには、検討会を随時開催するとともに、モニタリング調査していく必要がある。</p> <p>データの出典等</p> <p>イノシシ・ツキノワグマ保護管理検討会実施ファイル、調査報告書</p>
	モニタリング調査の回数	2回(イノシシ・クマ各1回)	2回(イノシシ・クマ各1回)	2回(イノシシ・クマ各1回)	1回(イノシシ)	1回(イノシシ)	
	活動指標達成率(実績値/目標値)		100.0 %				
成果指標	イノシシの捕獲(捕殺)数	2,542頭	2,800頭	3,728頭	3,000頭	3,000頭	<p>目標設定の考え方</p> <p>検討会で議論されたイノシシの捕獲目標とクマの捕殺上限数とする。</p> <p>データの出典等</p> <p>イノシシ捕獲実績ファイル、ツキノワグマ捕獲実績ファイル</p>
	ツキノワグマの捕殺数	13頭	40頭以下	43頭	70頭以下	70頭以下	
	成果指標達成率(実績値/目標値)			%			
決算額、予算額	5,501		5,356	479	383	<p>成果指標によらない成果</p> <p>農林業被害が軽減されたり、住民の安全が確保されるとともに、生態系や山地の保全が図られる。</p>	
(千円) うち一財額	5,501		5,356	479	383		
所要時間(直接分)	37 時間		27 時間	27 時間	32 時間		
所要時間(間接分)	0 時間		0 時間	0 時間	0 時間		
所要時間計	37 時間		27 時間	27 時間	32 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	76		55	55	66		

これまでの事業の見直し・改善状況

ツキノワグマの放獣を促進するために、県の放獣補助金制度を市町村担当者に説明会等でPRするとともに、クマ出没の注意喚起を図るため、市町村から提供された出没目撃情報をホームページに毎月更新している。

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 保護管理検討会とモニタリング調査を適宜実施しており、予定どおりの活動量がある。
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること イノシシについては、保護管理計画に基づき、適正な保護管理を行っているとともに、個体数調整のための捕獲についても、目標2,800頭に対し実績3,728頭、達成率133.1%となっている。 ツキノワグマについては、年間捕獲上限数(40頭以内の捕殺)を3頭上回ったものの、40頭に達する前に狩猟の自粛を決定したことにより(有害捕獲は継続)、捕殺数の増加を抑え、達成率93.0%となっており、意図した成果はほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説明	以外の判断項目
有	ツキノワグマの年間捕獲頭数を定める基礎となるモニタリング調査は、前回調査から10年以上が経過していたことから、この間の保護管理が適正に進められたかが今回の調査結果がでるまでは検証することができなかった。 このため、適正な保護管理を進めるために、3～5年ごとにツキノワグマのモニタリング調査を実施していく必要がある。	1

・「以外の判断項目」の欄
必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
(g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	以外の判断項目

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	ツキノワグマについて、現指針の実施期間がH24～H28年度となっており、次期指針(H29～)策定に向けて、H27、H28年度にモニタリング調査を実施できるか検討する。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。